

令和4年度（第4回）

串本町農業委員会定例会 会議録

令和4年7月11日（月）

第4回 串本町農業委員会 定例会 会議録

日 時 令和4年7月11日(月) 午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2階 A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 西 謙讓

議 事

議案第24号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

出席委員

1番	尾鷲壽夫	2番	小山喜行	3番	坂本渡	4番	芝崎憲年
5番	柴田明夫	6番	谷本昌平	7番	角是明	8番	中筋雄四郎
9番	中村省一	10番	西謙讓	11番	東地寧司	14番	山下敏文
15番	宇井良子	16番	地當久男	17番	杉本百生	19番	堤和之
20番	深美剛一	22番	山田定男				

欠席委員

13番 増本昌弘

出席職員

事務局2名 濱地、勝山

議長

(西会長 挨拶)

それではちょっと時間が早いですが、本日出席される方が全員揃いましたので始めたいと思います。

皆さん、こんにちは。本日もお忙しいところ、またお暑い中、定例会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。今年の梅雨は比較的期間が短くて、早くに梅雨が明けました。上がってからはちょっと暑い日が続いておまして、まあ我々の地方においてはさほど暑くはなかったんですが、他所では30度後半から40度というような猛烈な暑さに見舞われたようでございます。これからまだまだ夏本番に向けて気温のほうもどんどんと上がって行くかと思っておりますので、体調管理については十分に気を付けていきたいとこのように思います。皆様方におかれましてもどうぞお気をつけ下さいますようお願いいたします。それから、皆さんもお気づきかと思いますがコロナの感染者が爆発的に増えておまして、全国的にもそうですが、我々の地域においても感染者が多くなってきております。噂ですけれども新宮保健所管内の感染者のほとんどが〇〇〇〇の方だというような噂も聞いております。現にですね、〇〇〇〇では40名くらいの感染者が出たということです。また〇〇〇〇の職員にも感染者が出たり、〇〇〇〇〇〇の職員にも数名出たというような話、それから〇〇〇〇でも職員が出たようで、小学校や中学校も学年閉鎖になったということを知っております。それと〇〇でも感染者が出たということです。まあこれもあくまでも噂ですので、確実な情報ではありませんけれども、まるっきりの嘘でもないと思っておりますので、皆さんももう個人個人で気を付けるしか方法がないと思っておりますので、人混みへ行く場合はマスクをつけるなり手の消毒なりしてですね気を付けていただきたいとこのように思います。ワクチンの接種については、3回打たれた方、中には4回目を打たれた方もおられると思っております。4回目の通知が来ている方もおられるかと思っておりますが、打つ打たないは個人の判断によりますので、まあ感染して重症にならなくても後遺症が残るような報道もテレビでやっておりますので、そこの所も考えていただければなと思っております。我々の定例会に関してはですね、これまで通り同じような感じでやっていきたいと思っておりますので余程の何かがない限りはこの全員出席という形で開催していきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは只今から令和4年度第4回の串本町農業委員会定例会を始めたいと思います。本日、欠席届の出ている方は13番 増本委員です。そして署名委員には、14番 山下委員、1番 尾鷲委員、お二方を指名いたしま

	<p>す。どうかよろしく願いいたします。</p> <p>なお本日の審議していただく案件は3個案件であります。議案審議の後で2、3報告事項がありますので少し時間をいただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案審議の方に入りたいと思います。1ページの議案第24号 農地法第2条の農地でない旨の証明願を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いいたします。</p>
事務局	(議案書に従い説明)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしく願いいたします。</p>
地當委員	はい、16番 地當です。
議長	はい、16番 地當委員。
地當委員	(現地調査報告)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p>
	(なしの声)
議長	<p>無いようですのでお諮りいたします。議案第24号、原案どおり承認することについてご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第24号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	(議案書に従い説明)

議長	<p>はい、ありがとうございました。  それでは、現地調査報告をよろしく願いいたします。</p>
尾鷲委員	<p>はい、1番 尾鷲です。</p>
議長	<p>はい、1番 尾鷲委員。</p>
尾鷲委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それから少し付け加えておきますけれど、この〇〇〇〇さんですが、この方が今回の農地を求めて耕作をしたいという理由での申請なんですけれど、農地が先ほど事務局から説明がありましたけれど、畑で〇〇〇〇㎡、田んぼで〇〇〇〇㎡をもう既に持っている訳です。それでその田畑の全部を荒らしてしまっていると、耕作していない状態であります。それで今回の買いたい土地につきましても、現地調査報告であったようにカヤ株の大きな物がですね、雑木こそ生えていませんが、大きなカヤの株がもう一面に生えているような形ですね、恐らく重機を入れないと耕作は出来ないだろうという状況でありまして、そのような状況から何故このようなですね、農地を持っていながらわざわざ重機を入れれないといけないような土地をやるのかなと疑問に思うところもありますが、まあ本人は耕作の意思があるということでの申請ですので、その所を勘案して皆さんの意見をお聞きしたいとこのように思います。</p> <p>この買い受ける土地が更地で、既に耕作されているような土地であれば理解も出来ますが、もう全然、すぐに耕作できるような土地ではないのでですね、そういう所も踏まえて質疑のある方ございませんか。</p>
小山委員	<p>2番、小山です。</p>
議長	<p>はい、2番 小山委員。</p>
小山委員	<p>前に農地を求めた時は、〇〇〇〇〇〇〇をずっとしておったと思うんですけど、それももうやってないという事ですかね。</p>
議長	<p>〇〇〇〇〇はもうやっていないんやな。</p>

事務局	もう辞めていますね。
議長	最初は〇〇〇〇〇〇いましたよね？
尾鷲委員	はい。
議長	今はもうやっていないということです。あの土地は田んぼの土地で〇〇〇〇〇㎡とそれに〇〇以上の畑もあるんでね。それにまたこれだけの土地を求めるといことね。どうにも農業をするというような判断をするのは厳しいように思いますが、皆さんどうでしょうか。
尾鷲委員	ちょっと追加で説明をよろしいでしょうか。
議長	はい、1番 尾鷲委員。
尾鷲委員	〇〇さんの自宅は、〇〇〇〇〇〇〇土地も含めて高速道路が通りますので、自宅も全部取り払うことになっています。それで現在はちょっと離れた所に新築をしております。
議長	前に高速の話が出た時に色んな噂があった方です。他にご意見はございませんか。
角委員	はい。
議長	はい、7番 角委員。
角委員	これは耕作の計画というか、何を作るかは聞いていますか。
事務局	一応、今回は畑での利用を考えておられるようですが、耕作予定の作物についてはキュウリとトマトとなっています。
小山委員	もう時期が遅いね。
議長	他に〇〇余りの畑がありますんでね、他に買い求める前にそこで耕作ができるんじゃないかと思えますけれども。はい、皆さんどうでしょうか。

谷本委員	6番 谷本です。
議長	はい、6番 谷本委員。
谷本委員	年齢が〇〇歳ということで、2～3年経つともう〇〇歳になってくるような方がこういった土地で耕作したいと言われても、年齢の若い者から見たら何か裏があるんじゃないかと疑いでしか見られません。なので何とも言えません。
議長	はい。他にないですか。
山下委員	14番 山下です。
議長	はい、14番 山下委員。
山下委員	この〇〇さんは元〇〇〇の人ですかね。それで前に〇〇〇へ来た時に何か〇〇〇〇てね、そこらの田んぼだとかを買っているというような話を聞いたんですね。そういうのもあって、今回も何か意味があるということですかね。高速で買い上げてもらったという話も出ていたので、何か本当の計画みたいなものがあるという事ですか？
議長	そういう事業のような計画は出てきてないですね。今回買う土地の利用計画としてはキュウリとトマトの栽培ということです。まあ他にも何かしているうえで、耕作の実績でもあるようであればね、説得力もあるかと思うんですけどね。
芝崎委員	4番。
議長	4番 芝崎委員。
芝崎委員	この申請は本人申請ですか？行政書士から出てきた申請ですか？
事務局	〇〇行政書士から提出されています。
芝崎委員	確か前も〇〇さんで、前に沢山買い占めみたいにした時も〇〇さんが行政書士で出てきたと思うけれど、今、谷本さんも言われたように年齢的に

	<p>も〇〇歳がそこへ来ている時に、そういった買い占めではないけれどそういうことをするのはちょっとおかしな部分があるように思います。</p>
議長	<p>はい、他にないですか。</p>
谷本委員	<p>はい、6番 谷本です。</p>
議長	<p>はい、6番 谷本委員。</p>
谷本委員	<p>農業委員会としてはもう少しちゃんとした計画を上げて欲しいと思います。何年先を見込んでこれくらいの収益があがるようにするんだというぐらゐの計画をあげて来てもらわないと認定できないと。それぐらゐの事ではないとちょっと自分としてはこれを通すことができません。以上です。</p>
議長	<p>はい、他にないですか。まあ否定的な意見が多かったように思いますけれどもどうでしょうか。担当委員さんの意見はどうでしょうか、農業をやって行ってくれそうに思われますか？</p>
尾鷲委員	<p>1番 尾鷲です。</p>
議長	<p>はい、1番 尾鷲委員。</p>
尾鷲委員	<p>私はこの土地の手前〇〇〇メートルぐらゐの所で畑を耕作しているんですけど、山側のほうは土木工事で400万円ぐらゐかけて石垣を積んでもらいました。そして道側のほうはワイヤーメッシュと網を張っています。それでやっとならシカの被害が止まりました。ただ、今年はトマトとキュウリがカラスで、一生懸命に防除したんですがほとんど全滅に近いような状態です。だからここで農業、畑をしようと思ったら相当の資材を投入して周りも上も囲まないと出来ないと思います。</p>
柴田委員	<p>5番 柴田です。</p>
議長	<p>はい、5番 柴田委員。</p>
柴田委員	<p>さっき谷本さんが言われたように、これは耕作したいという事で申請されているようですけれど、今までもこういう申請の仕方をされた人が何人</p>



事務局	<p>もおられたかと思いますが、この場合にはいつまでにこうしますというような期限みたいなものを設けることは出来ないのでしょうか？2年以内にこれだけ収穫しますとかそういった感じで。</p> <p>期限というものは特にありませんが、農地を農地として購入された場合は、いつまでも耕作せずにそのままの状態ということではなくて、購入後に直ちに耕作できる状態にしてもらうのが基本です。先ほど谷本委員の話にもありましたが、申請には営農計画書というのが添付されていて、それには栽培期間が3月から10月までの計画となっています。そこから見るとこの7月に売買して、尾鷲委員のお話にあったように準備に結構な時間がかかりそうだということで、それを見越して年明けの3月から耕作開始という計画になっていますので、時間の経過として見ると不可能な計画ではないのかなという印象です。ただし、会長のお話にありましたように、他の自己所有農地を耕作できていない状態でこの土地で耕作をするという点についてどうなのかなという所だと思います。</p>
柴田委員	<p>それで3月に始めなかった場合は、農業委員会としてどういった対応ができるのですか？</p>
事務局	<p>農地として利用してもらうように指導的なことを行うのは可能だと考えますが、登記名義を変えてしまうと元に戻すのは困難ですのでそこは慎重に判断していただきたいところだと思います。</p>
議長	<p>許可を下ろしてしまった以上は到底元には戻せないでしょうね。</p>
事務局	<p>農地として利用しないまま、例えば別のことに利用したいとなればまたこの場で諮ることになります。その場合はそういうのは駄目ですと却下することは出来ます。今の状態で何も耕作しないまま放ったらかしにされてしまうという懸念があるというご意見が出ているということです。</p>
柴田委員	<p>この方がここで農業をしないかも知れないという推定で許可できないというのはちょっと無理があるように思いますが、どうでしょうか？</p>
事務局	<p>農地法第3条の許可条件の中には、自己所有地を含めた全ての農地を効率的に活用して耕作、管理を行っている状態、遊休農地化させずに全ての農地を保全した状態でまた新たな農地を増やすという項目があります。今</p>

	<p>回の場合だと、尾鷲委員や会長からの説明にあった通り、他の農地が管理されていないので新たな農地の取得については認められませんという理由で許可は出せませんというのは可能だと思います。</p>
柴田委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>はい、他にございませんか。</p>
尾鷲委員	<p>1 番 尾鷲です。</p>
議長	<p>はい、1 番 尾鷲委員。</p>
尾鷲委員	<p>このままではちょっと難しいと思うんですが、もう一回ですね、再提出していただくということで、いわゆる開墾をして農地の形できちっと作って耕作を始めて再度申請いただくという形にはできないでしょうか？</p>
議長	<p>開墾するにしても他人の土地ですからね。</p>
尾鷲委員	<p>名義は移っていませんが、もう買い取っていると思います。</p>
議長	<p>それはまたちょっと具合が悪いですね。お金を払っていても農業委員会で許可が出来ないとなると名義は変えられませんからね。</p>
東地委員	<p>1 1 番。</p>
議長	<p>はい、1 1 番 東地委員。</p>
東地委員	<p>それであればもうこの地主の方の名前で申請を出してもらえば良いんじゃないですか。農地の転用をね、地主が自分でやれば良いんと違いますか。</p>
議長	<p>2 条で非農地にするということですか？</p>
東地委員	<p>いや、2 条ではなしに転用でね。処理したら良いんじゃないかと。農地転用して売買ならば問題ないんじゃないですか。</p>
議長	<p>それをしていないという事は何か理由があるということではないでしょ</p>

	うか。税金とか、ちょっと分かりませんが。
東地委員	農業はしないけれど土地は欲しいということであれば転用してもらえないでしょうからね。
議長	まあその部分については農業委員会側からこうしなさいというような指導が出来るものでは無いですからね。当人同士で考えてもらうという事になるでしょうね。
東地委員	農地としては恐らく使わないでしょうからね。
議長	はい、農地として利用するというのはちょっと難しいというご意見です。他にございませんか。
山田委員	22番 山田です。
議長	はい、22番 山田委員。
山田委員	さっきやっぱり事務局から言われたようにね、他の所に田んぼも畑も農地をたくさん持っているのであれば、そこらを活用していないという事を表に出して行ってね、農業委員会としてはちょっと今回のこの件は無理ですという意見を相手に言うほうが良いんじゃないかと思います。
議長	はい、他に無いですか。
堤委員	19番 堤です。
議長	はい、19番 堤委員。
堤委員	はい、私も先ほどと同じ意見で、やはり現状自分の持っている土地を活用して農業を営んでいないという状態にある人が、次に他の土地を所有して農業をするというのはちょっと考えられないので、今回の場合はやはり私は認められないと思いますね。
議長	分かりました。他にないですか。 今までの意見をまとめてみますと、ちょっと今回の申請は無理があるん

	<p>じゃないかというご意見が多かったように思います。これについて反対の意見がある方はございませんか。</p>
議長	<p>反対の意見がなければですね、この第25号議案については却下ということで、皆さんよろしいですか？</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>はい、それではこの後の対応ですが、こういった理由で認められないということになりますか。</p>
事務局	<p>先ほどもちょっと説明させていただきましたが、農地法第3条第2項の中に全ての所有農地を効率的に耕作していることという条件がありますので、そこに該当していないという事で本申請は認められませんという処理ができると思います。</p>
議長	<p>そうですね。それでは担当委員さん、そういうことでよろしいですね。</p>
尾鷲委員	<p>はい。</p>
議長	<p>それでは皆さん、そういった理由で25号については却下ということで、申請者については今の理由で連絡をしたいとこのように思います。</p> <p>はい、続きまして議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしく願いいたします。</p>
宇井委員	<p>15番 宇井です。</p>
議長	<p>はい、15番 宇井委員。</p>
宇井委員	<p>(現地調査報告)</p>

議長	<p>はい、ありがとうございました。それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第26号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>はい、異議無しの声多数でございます。よって議案第26号は原案通り承認可決されました。</p> <p>以上をもって本日の議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>(ボトルウォーターのPRについて) (串本町農業委員会の活動目標について)</p> <p>午後2時05分 定例会終了</p>